

知恵 知ってこ生活の知恵

暮らしのアドバイス No.129

ファイナンシャル 仲西 康至 (音江町在住)



私たちに、病気やケガで働けなくなるリスクがあります。このような時、私たちは一定の公的保障で守られています。但し、これらの公的保障は、会社員や公務員と自営業者やフリーランスの皆さんとは大きな差があることに注意が必要です。

会社員等は、病気やケガで働けなくなると、まずは有休制度が利用できます。有休の日数は個々で異なりますが、給与は支給されるため安心です。その後、健康保険、協会けんぽの場合は、傷病手当金の支給を受けられます。

1ヵ月の給付額は、原則、標準報酬月額約2/3となり、最長1年6ヵ月が支給されます。給与と比較すると、毎月の支給額は減少し、賞与(ボーナス)分もなくなりますが、一定の保障があることは安心です。

働けなくなった時の リスクを教えられた1年



そして、1年6ヵ月を経過後、障害が残る等から働けない場合は、障害基礎年金及び障害厚生年金の給付を受けることが出来ます。障害基礎年金の給付額は977,125円(障害1級の場合)、そして障害厚生年金の給付額は報酬比例の年金額×1.25円となり、18歳未満の子供がいる場合はそれぞれに加算があります。また、障害厚生年金は65歳未満の配偶者に対して、加給年金もあります。

その一方で、自営業者やフリーランスの皆さんは、当然にして有休もなければ、最長1年6ヵ月支給される傷病手当もありません。働けなくなった時の公的保障は、障害の認定を受けて初めて支給される障害基礎年金だけとなります。このことから、自営業者やフリーランスの皆さんは、障害の認定受けるまでの空白期間をどのように埋めるかが大切となります。

また、自営業者やフリーランスの皆さんには、配偶者が病気やケガにより、子育てや家事が出来なくなることで、自営の仕事が続けられなくなるリスクもあります。

今年は新型コロナウイルスの脅威にさらされた1年でした。自営業やフリーランスの皆さんの方が一の時の保障の脆弱な面も話題になりましたが、働けなくなった時のリスクについて、教えられた1年であったのではないのでしょうか。